

東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約

2023.3.18 制定

2025.11.14 現在

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この特約は、東急電鉄（以下「当社」という。）が、「東急電鉄ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 15条第4項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この特約は、東急電鉄ICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という）に対する特約であり、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。

2 IC規則第5条第5項第5号、同第5条第9項、同第6条の2、同第7条、同第11条、同第13条、同条16条第4項、同第16条の2、同第18条から同第27条、同第30条から同第32条に規定する事項については、障がい者用ICカード乗車券には適用しない。

3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更および変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用ICカード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。

4 この特約が改定された場合、以後の障がい者用ICカード乗車券にかかわる取扱いについて

は、改定されたこの特約の定めるところによる。

- 5 この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同障がい者用PASMO取扱特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「障がい者ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者PASMO を媒体とする乗車券等をいう。
 - (2) 「介護者ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者PASMOを媒体とする乗車券等をいう。
 - (3) 「障がい者用ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供する障がい者用ICカード乗車券をいう。
 - (4) 「障がい者用IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
 - (5) 「障がい者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
 - (6) 「介護者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
 - (7) 「障がい者用IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を障がい者用PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- 2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第 4 条 障がい者用ICカード乗車券を使用して乗車するときは、IC規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者ICカード乗車券およびその対となる介護者ICカード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。

- 2 障がい者ICカード乗車券は記名人本人、介護者ICカード乗車券は障がい者ICカード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。

- 3 障がい者用ICカード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

(個人情報の取扱い)

第 5 条 障がい者用PASMOにかかわる個人情報の取扱いは、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところによる。

第2章 発売

(発売)

第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。

- 2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。
- 3 旅客がICカード乗車券を処理する機器において購入申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める購入申込書の提出を省略することができる。

(SF残額の確認)

第 7 条 障がい者用ICカード乗車券のSF残額は、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 障がい者用ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字は障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、障がい者用ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
 - (4) 第16条の規定により障がい者用PASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴
- 4 当社においては、PASMO取扱規則および障がい者用PASMO取扱特約の定めにかかわらず、前各項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴および第16条の規定により障がい者用PASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴

- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 26週間を経過したSF残額履歴
- (4) 第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行した当日における再発行前のSF残額履歴
- (5) 第16条の規定により障がい者用PASMOを交換した当日における交換前のSF残額履歴

第3章 運賃

(障がい者用 IC カード乗車券における運賃の減額)

第 8 条 障がい者用ICカード乗車券を使用して、第4条およびIC規則第5条第1項の定めにより乗車した場合、出場時にIC規則第16条第1項または第2項に規定する割引運賃を減額する。

2 第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第 9 条 ICカード乗車券取扱区間内において、障がい者用ICSF乗車券を使用して乗車する場合、IC規則第17条第 1 項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 介護者PASMOからIC規則第16条に定める割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、任意の小児1人が使用することができる。
- 3 障がい者用PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券について、SFをチャージして券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、第1項を適用する。

(再印字)

第 10 条 障がい者用ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該障がい者用PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用PASMOの個人情報変更)

第 11 条 改氏名等により、障がい者用PASMOの記名人本人の個人情報と障がい者用PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用PASMOを使用してはならない。

- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該障がい者用PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申込書の提出を省略することができる。

(無効となる場合)

第 12 条 障がい者用ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用ICカード乗車券の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

- (1) 旅行開始後の障がい者用 IC カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用IC定期乗車券および障がい者用IC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 障がい者PASMOを障害者本人以外の者が使用した場合
- (4) 障がい者ICカード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合
- (5) 介護者ICカード乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用ICカード乗車券を使用した場合
- (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用PASMOを購入または使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用ICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
- (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用ICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (12) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 13 条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第12条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第 14 条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限り、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券それぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用PASMOの紛失再発行手数料は障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

- 5 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
- 7 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。
- 8 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第1項および第2項に定める申請書の提出を省略することができる。

(障害再発行)

- 第 15 条** 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。
- 2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
 - 3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。
 - (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
 - (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
 - (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これ

を提出すること。

- 4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
 - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)
- 6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。
- 7 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第1項および第2項に定める申請書の提出を省略することができる。

(障がい者用PASMOの交換)

- 第 16 条** 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用PASMOを、当該障がい者用PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用PASMOに予告なく交換することがある。
- 2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用PASMOの機能停止の取り消しまたは機能の復元はできない。

(免責事項)

- 第 17 条** 障がい者用PASMOの交換または再発行により、障がい者用PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用PASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 紛失した障がい者用PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等につい

ては、当社はその責めを負わない。

- 3 この特約に定めのない、障がい者用PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

- 第 18 条** 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。
- 2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - 3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
 - 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC定期乗車券および介護者IC定期乗車券それぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
 - 5 旅客が、ICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第 1 項に定める申請書の提出を省略することができる。

第7章 特殊取扱

(障がい者用PASMOの変更)

第 19 条 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出た場合、または記名 PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出た場合（障害者本人が記名PASMOの記名人に限る）は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい者PASMOへの変更を行う。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において購入申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、購入申込書の提出を省略することができる。

- 2 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障がい者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。

(有効期限の更新)

第 20 条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用PASMOの使用を希望する場合、別に定める申請書および当該障がい者用PASMOを提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PASMOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

第 21 条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第1条に規定する障がい者用ICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用Suica」
 - (2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいSuica」
- 2 前項で定める一部の障がい者用ICカード乗車券について、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項に定める障がい者用ICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各障がい者用ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

第 22 条 前条にかかわらず、次の各号に定める障がい者用 IC カード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。

- (1) 前条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカード乗車券について

ア 第6条（発売）

イ 第7条第4項（SF残額の確認）

ウ 第10条第2項（再印字）

エ 第11条第2項（障がい者用PASMOの個人情報変更）

オ 第14条（紛失再発行）ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第15条（障害再発行）ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

キ 第16条（障がい者用PASMOの交換）

ク 第18条（払いもどし）

ケ 第19条（障がい者用PASMOの変更）

(相互利用における IC カード発行事業者規則に基づく取扱い)

第 23 条 以下の取扱いについては第21条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (1) 第5条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第12条により無効となったカードの取扱い